



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 444 令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札
に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 1
- 445 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 4
- 446 " (")..... 5
- 447 生活保護法による指定介護機関の休止 (")..... 6
- 448 生活保護法による介護機関の指定 (")..... 6
- 449 " (")..... 7
- 450 生活保護法による指定介護機関の変更 (")..... 7
- 451 " (")..... 8
- 452 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 10
- 453 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")..... 10
- 454 指定障害児通所支援事業者の指定 (")..... 11
- 455 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 11
- 456 大規模小売店舗の変更の届出 (")..... 12
- 457 " (")..... 13
- 458 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課)..... 14
- 459 " (")..... 15
- 460 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 16
- 461 公共測量の終了 (技術調査課)..... 16
- 462 道路の区域変更 (道路保全課)..... 16
- 463 道路の供用開始 (")..... 17
- 464 道路の区域変更 (")..... 17
- 465 道路の供用開始 (")..... 17
- 466 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 18
- 467 " (")..... 18
- 468 和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な
資格等 (教育委員会)..... 19

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 21
- " (教育委員会)..... 24

○ 正誤

- 令和4年3月31日付け和歌山県報号外和歌山県条例第28号中 27

告 示

和歌山県告示第444号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の

調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ス）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（カ）又は（ス）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）アプリケーションエンジニア

（シ）システム監査技術者

(ス) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和4年4月8日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年4月11日（月）午前9時から同月20日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年4月11日（月）から同月26日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和4年4月26日（火）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年5月12日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社大樹	紀の川市古和田487-1 エクセル21・101号	ヘルパーステーションぐりーん	紀の川市古和田487-1 エクセル21・101号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.7.8
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド湯浅	有田郡湯浅町湯浅2834	居宅介護支援事業	平成28.6.27
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド湯浅	有田郡湯浅町湯浅2834	訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成31.1.31

社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	第2聖アンナケアプランセンター	紀の川市貴志川町尼寺359	居宅介護支援事業	平成 31.4.1
---------------	------------------	-----------------	---------------	----------	--------------

和歌山県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	高陽園居宅介護支援事業所	紀の川市上田井1020	居宅介護支援事業	平成 15.3.31
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	紀の川市粉河地区地域包括支援センター	紀の川市粉河412	地域包括支援センター	平成 25.3.31
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	風の里訪問入浴サービス	紀の川市粉河951-1	訪問入浴介護	平成 28.9.30
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	高陽園デイサービスセンター	紀の川市上田井1020	通所介護	平成 29.3.31
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	さくらの丘居宅介護支援事業所	紀の川市黒土153	居宅介護支援事業	平成 30.2.28
株式会社KNC企画	和歌山市新中島63-5	ひまわり福祉サービス橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫514-3	訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成 30.8.31
株式会社あおば	有田市宮崎町293-1	訪問介護事業所あおば	有田市宮崎町293-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 31.2.28
株式会社ヘルパーコンフォルト	海南市岡田520-4	訪問介護アガペー	海南市岡田520-4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 31.3.31
医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護ステーション海南	海南市阪井1769-1、1770-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 31.3.31
株式会社ヒューマンプランニング	有田市宮原町須谷535-1	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 31.3.31
株式会社中松	田辺市新庄町2322-2	訪問看護ステーション時計	田辺市新庄町2322-2	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 31.3.31
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	訪問介護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成 31.3.31
社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町奥222-1	吉備苑訪問介護	有田郡有田川町奥222-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 31.3.31

社会福祉法人日高町 社会福祉協議会	日高郡日高町小中13 08	社会福祉法人日高町 社会福祉協議会	日高郡日高町小中13 08	訪問介護・通所介 護・居宅介護支援 事業	平成 31.3.31
有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本 1547-2	有限会社ササヤ薬局	東牟婁郡串本町串本 1547-2	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	平成 31.3.31
関西ファーマライズ 株式会社	大阪府大阪市淀川区 西中島五丁目9番5号	さくら薬局	紀の川市名手市場30 3-2	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 元.5.31
株式会社Link	紀の川市畑野上316- 3	訪問介護ステーショ ンりんく	紀の川市打田1096-1 108号	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 元.7.31
有限会社ティー・ケ ー・シー	海南市幡川216-5	つくし薬局	海南市幡川216-5	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 元.8.31
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所 花ごよみ	橋本市賢堂1045	居宅介護支援事業	令和 元.10.9
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーショ ン花ごよみ	橋本市賢堂1045	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 元.10.9
有限会社セブンメイ ト	伊都郡かつらぎ町佐 野290	ヘルパーステーショ ンいちご	伊都郡かつらぎ町佐 野213	訪問介護・介護予 防訪問介護	令和 元.11.30
株式会社阪神調剤薬 局	東京都港区虎ノ門1- 1-12	阪神調剤薬局和歌山 御坊店	御坊市菌96-9	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 2.1.31

和歌山県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	休 止 年月日
医療法人かなめ会	新宮市井の沢9-10	緑ヶ丘ダイケア	新宮市井の沢9-10	通所リハビリテー ション	令和 2.3.1

和歌山県告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地1770-15	特別養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地1770-15	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(多床室)	平成26.4.1
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	東牟婁郡太地町太地1770-15	特別養護老人ホーム南紀園	東牟婁郡太地町太地1770-15	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ユニット型個室)	平成26.4.1
株式会社大樹	紀の川市畑野上226-1	ヘルパーステーションぐりーん	紀の川市畑野上226-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.7.9

和歌山県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ファミリー薬局	紀の川市貴志川町長山277-210	有限会社ファミリー薬局	紀の川市貴志川町長山277-210	居宅療養管理指導	平成30.1.1
株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	訪問介護ステーションりんく	紀の川市畑野上333-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和元.8.1
新宮市	新宮市春日1-1	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足322	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	令和元.10.1
タイワ株式会社	岩出市森259-1	グループホームハピネス岩出	岩出市森259-1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和元.10.1
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所花ごよみ	橋本市さつき台1-18-6	居宅介護支援事業	令和元.10.10
株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーション花ごよみ	橋本市さつき台1-18-6	訪問介護	令和元.10.10
有限会社日高会宮病院前調剤薬局	御坊市湯川町財部721-2	オレンジ薬局	御坊市湯川町財部721-2	居宅療養管理指導	令和元.12.25
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	ジップドラッグ東洋岩出薬局	岩出市野上野98-3	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和2.2.1

和歌山県告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
特定非営利活動法人心愛	東牟婁郡串本町西向476-1	心愛ケア	東牟婁郡串本町西向476-1	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所及び指定事業所の所在地	東牟婁郡串本町古田611-4	東牟婁郡串本町西向476-1	平成30.6.25
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナケアプランセンター	紀の川市貴志川町上野山302-1	居宅介護支援事業	指定事業所の名称	社会福祉法人聖アンナ福祉会	聖アンナケアプランセンター	平成31.4.1

和歌山県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社はるす	橋本市岸上563-1	はるす・デイサービス美山	日高郡日高川町川原河264	通所介護	指定事業所の名称	美山村デイサービスセンター	はるす・デイサービス美山	平成26.10.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	高陽会居宅介護支援事業所	紀の川市粉河951-1	居宅介護支援事業	指定事業所の名称	風の里居宅介護支援事業所	高陽会居宅介護支援事業所	平成30.3.1
株式会社ヤマシタ	静岡県島田市中河737	株式会社ヤマシタ田辺営業所	田辺市宝来町25-16	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	主たる事務所の名称	株式会社ヤマシタコーポレーション	株式会社ヤマシタ	平成31.4.1
					指定事業所の名称	株式会社ヤマシタコーポレーション田辺営業所	株式会社ヤマシタ田辺営業所	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	老人保健施設さくらの丘	紀の川市黒土153	通所リハビリテーション・短期入所療養介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1

社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	訪問介護ステーション 騏驎	紀の川市粉河951-1	訪問看護・介護予防訪問看護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	風の里ホームヘルプサービス	紀の川市粉河951-1	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	風の里デイ・サービスセンター	紀の川市粉河951-1	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	グループホーム風の里	紀の川市粉河951-1	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	聖アンナ訪問看護ステーション	紀の川市貴志川町上野山302-1	訪問看護・介護予防訪問看護	指定事業所の名称	聖アンナ老人訪問看護ステーション	聖アンナ訪問看護ステーション	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	小規模多機能型居宅介護風の家	紀の川市粉河951-1	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人高陽会	紀の川市黒土153	さくらの丘訪問リハビリテーション	紀の川市黒土153	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主たる事務所の所在地	紀の川市上田井1020	紀の川市黒土153	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会居宅介護支援	有田郡有田川町角75-1	居宅介護支援事業	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会訪問介護	有田郡有田川町角75-1	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会清水事務所居宅介護支援	有田郡有田川町二川820-1	居宅介護支援事業	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会通所介護	有田郡有田川町角75-1	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1

社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会訪問入浴介護	有田郡有田川町角75-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会清水事務所通所介護	有田郡有田川町二川820-1	通所介護・介護予防通所介護	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	有田川町社会福祉協議会清水事務所訪問介護	有田郡有田川町二川820-1	訪問介護・介護予防訪問介護	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町金屋7	有田郡有田川町角75-1	平成31.4.1
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市北区天満4-6-10	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天神橋1-6-12	大阪府大阪市北区天満4-6-10	令和2.2.1
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市北区天満4-6-10	幸生堂薬局	日高郡みなべ町芝503	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天神橋1-6-12	大阪府大阪市北区天満4-6-10	令和2.2.1
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市北区天満4-6-10	幸生堂薬局	西牟婁郡白浜町日置981	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天神橋1-6-12	大阪府大阪市北区天満4-6-10	令和2.2.1

和歌山県告示第452号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700247	サンパル	紀の川市粉河4164-2	放課後等デイサービス	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	令和4.3.31

和歌山県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700188	社会福祉法人山水会サンパル	紀の川市粉河4163-2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	令和4.3.31

和歌山県告示第454号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3052200 213	放課後等デイサービス ウィズ・ユー田辺	田辺市文里二丁目3 5番2-3号	児童発達支援 放課後等デイサービス	有限会社ハマコー	田辺市文里二丁目3 5番2-3号	令和 4.4.1

和歌山県告示第455号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン新宮店
和歌山県新宮市緑ヶ丘三丁目6521番7外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月23日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,879㎡
- 駐車場の収容台数
76台
- 駐輪場の収容台数
19台
- 荷さばき施設の面積
48.0㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量

10. 7m³

10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

1か所（敷地北側）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和4年3月22日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年4月8日から同年8月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NEX岩出中迫店

和歌山県岩出市中迫字水通118番3外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）エバグリーン岩出中迫店

（変更後）NEX岩出中迫店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名

（変更前）代表取締役 廣岡聖司

（変更後）代表取締役 米原まき

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
（変更前）代表取締役 廣岡聖司
（変更後）代表取締役 米原まき
- 4 変更年月日
(1) 令和2年11月27日
(2) 及び (3) 令和3年2月21日
- 5 変更した理由
(1) 業態変更に伴う店名変更のため
(2) 及び (3) 届出上の代表者の変更のため
- 6 届出年月日
令和4年3月22日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年4月8日から同年8月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーン湯浅店
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1792番外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
（変更前）フードラッグ廣岡湯浅店
（変更後）スーパーエバグリーン湯浅店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
（変更前）株式会社フードラッグ 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1792番地
（変更後）エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

- (1) 平成16年10月22日
- (2) 氏名又は名称 平成16年10月22日
代表者 令和3年2月21日

5 変更した理由

- (1) 業態変更に伴う店名変更のため
- (2) 業態変更に伴う小売業者の変更及び届出上の代表者の変更のため

6 届出年月日

令和4年3月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

湯浅町ふるさと振興課（有田郡湯浅町湯浅1982番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年4月8日から同年8月8日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第458号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年4月28日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)によ

り申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第459号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年4月28日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行方見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行

うことがある。

- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第460号

令和4年和歌山県告示第271号（以下「告示第271号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
仲谷トラエ
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第271号のとおり

和歌山県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル500）
航空レーザ測量（地図情報レベル500）
数値地形図データ作成（地図情報レベル500）
- 2 作業期間 令和3年7月28日から令和4年3月17日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市本宮町伏拝地内

和歌山県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大崎加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町方字馬瀬2030番3地先から同市下津町方字ヨコアシロ2023番1地先まで	旧	5.86 } 13.33	149.39	

同上	新	6.17 } 13.33	147.10	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第463号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大崎加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町方字馬瀬2030番3地先から同市下津町方字ヨコアシロ2023番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月8日

和歌山県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字佐野字上新田1335番3地先から同町大字蛭子字ヌメリ124番2地先まで	旧	2.93 } 4.90	1,081.12	下川田橋 L=11.00
伊都郡かつらぎ町大字佐野字上新田1335番3地先から同町大字蛭子字ヌメリ121番2地先まで	新	2.93 } 4.80	715.80	新西谷橋 L=22.00 新中谷橋 L=18.50

和歌山県告示第465号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 紀の川自転車道線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字佐野字上新田1335番3地先から同町大字蛭子字ヌメリ121番2地

先まで

供用開始の期日 令和4年4月8日

和歌山県告示第466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

冷水209地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	海南市		冷水	小峯	623番	
2号	〃		〃	〃	899番1	
3号	〃		〃	〃	〃	
4号	〃		〃	〃	631番1	
5号	〃		〃	〃	628番1	

和歌山県告示第467号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

静川104地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	田辺市		本宮町静川	船原谷	1032番2	
2号	〃		〃	〃	1032番1	
3号	〃		〃	寺垣内	1052番2	
4号	〃		〃	〃	724番1	
5号	〃		〃	〃	724番	
6号	〃		〃	〃	725番4	
7号	〃		〃	〃	724番	
8号	〃		〃	〃	727番1	

和歌山県告示第468号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

(1) 業務の名称

和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和4年4月8日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、ケの書類については2の(9)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

ケ 2の(9)の要件を満たすことを証する契約書その他書類の写し

コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年4月8日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年4月8日（金）午前9時から同月22日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年4月8日（金）から同年5月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和4年5月2日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和4年5月17日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和4年度から令和6年度まで
- (2) 業務の名称
令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託
- (3) 業務の内容
入札説明書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第444号に規定する令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和4年4月8日（金）から同年5月18日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の（2）に同じ。

イ 仕様書

令和4年4月8日（金）から同月22日（金）まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年4月11日（月）午前9時から同月20日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和4年5月19日（木）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年5月19日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものであり、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development and operational maintenance of wireless LAN access points in Wakayama Prefectural Government in the fiscal year 2022

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 19 May 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 19 May 2022)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度

(2) 業務の名称

和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第468号に規定する和歌山県立学校校務用パソコン賃貸借等業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課

(2) 期間

令和4年4月8日（金）から同月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、令和4年4月8日（金）午前9時から同月22日（金）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

令和4年5月18日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年5月17日（火）午後5時30分までに和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3707

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of Personal computers, Tablet computers and Software for the Prefectural School, 1 set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 18 May 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 17 May 2022)

(3) Contact point for the notice :

Prefectural School Education Division of Wakayama Prefectural Board of Education,
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3707

FAX 073-441-3652

e-mail e5002001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和4年3月31日付け和歌山県報号外和歌山県条例第28号中

ページ	誤	正
9及び10	「令和2年改正前法人税税法	「令和2年改正前法人税法